

墨田区災害対策本部条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条の2第8項</u>の規定に基づき、墨田区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>（本部の組織）</p> <p>第2条 本部に<u>本部長室及び部を置き</u>、部に<u>隊を置く</u>。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>（職務）</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、<u>本部長に事故があるときは</u>、その職務を代理する。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>（雑則）</p> <p>第4条 <u>前2条に定めるもののほか</u>、本部に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）<u>第23条第7項</u>の規定に基づき、墨田区災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 本部に<u>本部長室および部をおき</u>、部に<u>隊をおく</u>。</p> <p>2 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔略〕</p> <p>2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、<u>本部長に事故あるときは</u>、その職務を代理する。</p> <p>3・4 〔略〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 <u>第2条および第3条に定めるもののほか</u>、本部に関し必要な事項は、墨田区規則で定める。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。